

令和3年4月15日

会員各位

小野グランドカントリークラブ
理事長 松島 二郎

理事選任について

拝啓 会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標題について理事の任期は2年（但し再任の妨げはありません。）
となっており、この度任期満了に伴い理事の改選を行います。

又、会則第20条第1項では、理事の選任は会員集会で決議することにな
っております。

つきましては、理事選任について右に制定した規則により立候補の受付を
行います。

又、理事の選任迄の日程は、下記のとおりです。

敬具

記

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 立候補受付開始 | 4月23日（金） |
| 2. 立候補受付締切り | 5月 1日（土） |
| 3. 会員集会の招集 | 5月 2日（日） |
| 4. 会員集会 | 6月 5日（土） |

以上

理事の選任に関する規則

第1条 本規則の目的

本規則は、会則第20条第1項に基づき、クラブの理事の選任等
に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 理事の員数

会則第21条第1項は、理事会は、理事長1名、常任理事1名、
その他若干名の理事をもって構成するとあるところ、この会則の改
廃があるまでの間、理事の員数は12名以内と定める。

第3条 理事候補者の資格

理事は、クラブの会員、会社の役員及びクラブの運営に寄与する
ものとして理事会が推薦した者を資格要件とする。

第4条 立候補

理事の候補者となろうとする者は、15名以上の会員の推薦を得
て、理事を選任する会員集会の開催期日の35日前までに、理事長
宛てに立候補を届け出なければならない。

第5条 推薦人

会員は、複数の理事候補者の推薦人となることはできない。

第6条 会員集会における理事の選任方法

会員集会における理事の選任は、理事候補者ごとに賛否を決議す
る方法を原則とする。

但し、候補者が定員以内で、かつ過半数の賛成がある場合には、
候補者を一括して賛否を議決することができる。

第7条 理事の代行者の補充

死亡、辞任等により理事の欠員が生じその員数が6名以下となっ
たときは、理事会は、理事の代行者を選任することができる。この
代行者の任期は、次の会員集会までとする。

第8条 規約の改廃

本規約は、理事会において制定、改廃することができる。